

倉吉市上下水道局告示第24号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第2項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をし、又は更新をせずその効力を失ったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和4年9月30日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者（9事業者）

指定番号	住所又は所在地	名称	代表者
82	鳥取県東伯郡琴浦町徳万362	加登脇建設 株式会社	代表取締役 加登脇 孝彦
83	鳥取県倉吉市海田東町401	日ノ丸産業 株式会社 倉吉支店	支店長 引田 里佳
85	鳥取県米子市八幡486-1	株式会社 みたこ土建	代表取締役 美田 耕一郎
88	鳥取県倉吉市西福守町601-2	有限会社 美咲	代表取締役 小林 淳己
89	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕817-7	株式会社 高野組	代表取締役 高力 久美
92	鳥取県東伯郡琴浦町下伊勢216-1	ナガタ設備	代表者 永田 定秋
94	鳥取県倉吉市昭和町2丁目236	株式会社 あさひほーむ	代表取締役 藤井 弘道
96	鳥取県東伯郡湯梨浜町上浅津135-6	有限会社 昇和設備	代表取締役 和田 憲児
98	鳥取県鳥取市湖山町北3丁目468	有限会社 パイプフレンド	代表取締役 千馬 高広

2 指定の効力を失った倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者（1事業者）

指定番号	住所又は所在地	名称	代表者
84	鳥取県米子市岩倉町96-3	一工業 有限会社	代表取締役 中山 明

3 更新した日又は効力を失った日

令和4年9月30日

4 更新後の指定の有効期限

令和9年9月29日まで